

事務事業評価の評価結果について（平成28年度の事業に対する評価）

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	都市計画関係事業	都市計画法などに基づく事務等の適切な執行により、本市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与します。	都市計画関係事務等の適切な遂行	関連法に基づく事務が主となるため、数値目標を設定することは困難であるので、定性的な指標設定としました。			次期津市都市マスタープランの全体構想編案を作成しました。 紙ベース資料の更なるデータ化により、窓口・電話対応の迅速化と、都市計画情報システムのホームページ掲載のPRによって、窓口・電話の問い合わせ件数を減少させることができました。 （窓口▲393件、電話▲107件） また、都市計画道路の見直しにかかる廃止及び変更について、説明会等での意見を踏まえ確定案を作成しました。	4	都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施することができました。また、次期津市都市マスタープランの全体構想編案をまとめることができました。	拡充・充実	平成28年度に作成した次期津市都市マスタープランの全体構想編案をもとに、次期津市都市マスタープランを策定します。また、今後においても都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施していきます。	
都市政策課	景観形成関係事業	市域における良好な景観の形成を図ることで、市民が住みやすく、市民や来訪者にとって魅力的なまちづくりを推進します。	違反屋外広告物の把握、指導 景観法に基づく届出の適切な審査	良好な景観の形成を進める上で、影響の大きい屋外広告物について、違反物件や新規物件に対する適正な指導が必要であることから、指標として設定しました。 また、景観法に基づく届出は、大規模な建築物等が対象となり、その処理過程において、周辺の景観との調和を図るための協議や指導が必要であることから、指標として設定しました。			計画的なパトロール等を、定期的を実施することにより、年間を通じての違反屋外広告物の把握、指導に努め、良好な景観を目指します。 景観法に基づく届出については、事務等の効率化を念頭に置いた適切な業務遂行を目指します。 強化期間と強化路線を設定して、計画的にパトロールを行いました。また、市民からの通報により、警察、津建設事務所とともに商店街の合同パトロールを行った結果、一部違反の是正につながることができました。 津市景観計画に基づく津市独自の基準のもと、良好な景観形成のために建築物等の誘導を行いました。平成28年4月には一身田寺内町地区を重点地区に指定し、さらに重点地区を対象としたまちなみ修景整備事業補助金を新設しました。	4	三重県屋外広告物条例に基づき屋外広告物設置の許可や指導等を行ったことで、適正な掲示を誘導することができました。 景観行政団体として、景観法に基づく届出の審査を行い、建築物等の景観に対する配慮を求めることで良好な景観形成を図ることができました。 平成28年4月には、一身田寺内町地区を市内初の重点地区に指定するとともに、地元住民がまとめた「まちなみルール」をこの地区の景観形成基準として採用しました。また、重点地区を対象とした「まちなみ修景整備事業補助金」制度を創設し、補助を行うことで、本市の特徴的な景観の保全・創出に寄与することができました。さらに、芸濃町楠原地区、美杉町三多気地区、奥津地区及び多気地区において、景観形成基準の策定を目指して協議を行い、重点地区の指定に向けた取組を進めることができました。	拡充・充実	平成25年度に策定した津市景観計画を運用し、市内の景観特性に応じた景観形成を推進するとともに、景観啓発活動にも取り組み、市民の景観に対する意識の向上を目指します。また、重点地区候補4地区の重点地区指定に向けた地元住民との協議を引き続き行います。 市域における良好な景観の形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の指導強化を計画的に進めます。	

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	都市整備関係事業	<p>総合計画の位置付けに基づき、中心市街地や公共交通の結節点などにおける都市機能の充実、強化により、拠点形成を図ります。</p> <p>また、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成を目指す津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる都市機能形成を目指します。</p>	新都心軸に関する要望活動及び調査研究	事業の目的を実現するためには国や県に対する要望活動及び調査研究が重要であるため、定性的な指標設定としました。			<p>津インターチェンジ周辺の土地利用については、地域の実情に応じた土地利用が可能となるように法令改正及び規制緩和を国や県に対して要望します。</p> <p>津なぎさまちにおいては、海上アクセス拠点・みなとオアシスとしてふさわしい賑わいと交流を創出するみなとまちづくりに係る調査・研究等の取組を行います。</p>	<p>津インターチェンジ周辺の土地利用に関して地域の実情に合わせた柔軟な対応が可能となるように抜本的な規制緩和及び法令改正について、平成29年度の県政要望や東海市長会への要望を行いました。</p> <p>また、津なぎさまちにおいては、中部みなとオアシス連絡協議会が実施する活動への参加やみなとに係る調査研究事業を通じ、みなとまちづくりに係る調査・研究等に取り組みました。</p>	3	<p>津インターチェンジ周辺地区においては、新産業交流拠点として地域の実情に応じた土地利用の実現に向けて、国や県に対して法令改正及び規制緩和の要望を行いました。</p> <p>また、津なぎさまちにおいては、海上アクセス拠点はもとより、「みなとオアシス」にふさわしい賑わいと潤いのある「みなと」の整備に向けた調査・研究等の取り組みを行いました。</p>	拡充・充実	<p>新都心軸整備関係事業につきましては、農地の確保・保全や市街地の抑制に向けた法律の改正を踏まえ、また、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する整備の考え方や関連法律の改正、農村産業法や地域未来投資促進法の今後の動きを注視しながら、各拠点の土地利用に係る施策の方向性を次期津市都市マスタープラン策定作業の中で検討していきます。</p>
都市政策課	空家等対策関係事業	<p>市内における空き家の状況を把握し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき策定した津市空家等対策計画により空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与します。</p>	空家等対策計画の作成	空家等対策の実施の検討を行う業務であることから、数値目標を設定することは困難であるため、定性的な指標設定としました。			<p>空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を作成しました。</p>	<p>空家等調査や所有者アンケート等の結果を踏まえ、「津市空家等対策計画」を策定することができました。</p>	4	<p>平成27年度に行った空家等調査や所有者アンケート等の結果を踏まえ、また津市空家等対策委員会において学識経験者や関係団体の代表からいただいた意見をもとに、「津市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に関する本市の基本姿勢とその対策内容を示しました。</p>	拡充・充実	<p>空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「津市空家等対策計画」に基づき、津市空き家情報バンクを市内全域へ拡大し、市内の空き家等の利活用を促進します。</p>
都市政策課	緑化推進事業	<p>市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな環境と共生できる美しいまちづくりを目指し、地域緑化を推進します。</p>	緑化・美化運動	<p>自治会やボランティア団体等による地域の道路や公園などの公共空間に花苗や樹木等を植える緑化・美化運動は、市民との協働による緑化推進を図る上で重要であり、このような活動を支援する緑化・美化運動花苗等支給事業における支給件数を指標として設定しました。</p>	200件	234件		<p>目標件数を上回る活動をしていただきましたので、公共空間の緑化推進を図ることができました。</p>	4	<p>「津市民緑と花の市」の開催、記念樹の配布、生け垣緑化用の苗木配布等により家庭や地域における緑化意識の向上に寄与することができました。</p> <p>また、公共空間の緑化推進を図るための緑化・美化運動への参加団体も増加し、緑豊かで美しいまちづくりに関する意識の向上にも寄与することができました。</p>	拡充・充実	<p>既に取り組んでいる緑化事業について、予算の範囲内において最大の事業効果が得られるよう、制度の在り方を検討し、津市緑化基金を有効に活用した、市民の緑化意識の高揚と市民との協働による緑化の推進を目指します。また、財源となる津市緑化基金の寄附額の増加に向けた取組を進めます。</p>
都市政策課	市街地再開発事業	<p>市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築敷地の統合、共同建物の整備及び道路・公園等の公共施設を一体的に整備します。</p>	事業用地の取得筆数	A-2地区での道路改良工事に係る事業用地を確保する必要があり、事業用地の取得筆数を活動指標として設定します。	2筆	2筆		<p>地権者から事業用地を取得するため、個別に訪問し協議を行いました。</p>	3	<p>総合計画に位置付けられた高次な都市機能が集積する都市拠点である津駅周辺地区においては、津駅栄町線の拡幅工事を実施するため地権者と協議を行い、事業に必要な土地の売買契約を締結することができました。さらに、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業の推進に向けて関係機関及び地権者と協議を行いました。</p>	拡充・充実	<p>B地区、C地区については、関係地権者、関係機関等との協議を継続し、熟度の高まりを含めた諸条件が整うまでの間は現状業務を基本とするが、関係地権者の意向把握に努め、全体事業に影響を及ぼさないよう様々な検討を加え事業を執行します。また、A-2地区における津駅栄町線拡幅工事については、事業用地を確保したため、引き続き関係機関等と調整を行い事業を進めていきます。</p>

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
開発指導室	開発指導関係事業	市内で宅地開発などを行おうとする者に対して、都市計画法による許可及び津市開発行為に関する指導要綱等による確認に関する事務処理や指導を行うことにより、開発地の良好な宅地水準を確保するとともに、健康かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備を図ります。	審査、指導、許可の迅速化	都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正・迅速に行います。			都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例並びに津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正・迅速に行うことを目標とします。	これまでの取組について概ね目標どおり行っていますが、今後、更に適正・迅速に努めていくことが必要になります。	4	開発事業等の申請や届出などに際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、事業者等に協力を求めながら適正な指導を行うことができました。	現状維持	開発事業等の申請や届出などの開発事業者等との協議については、『開発許可申請等手続マニュアル』などに基づき指導を行っていますが、最近の開発事業の傾向とマニュアルなどの内容について、開発事業にそぐわない箇所が見受けられることから、その内容の見直しを行い修正します。
交通政策課	津なぎさまち管理運営事業	津なぎさまち内旅客船ターミナル及びその附帯施設のイメージアップや賑わいの創出に努めつつ、効率的かつ柔軟な管理運営を行うとともに、海上アクセス事業の円滑な推進を図ります。	高速船利用者数	海上アクセス事業の高速船利用者数は、他交通機関や空港利用者の影響を受けやすいという点はあるが、利用促進に向けた取組による効果を測定する上で重要な指標であるため当該指標を設定しました。 なお、指標については、過去5年間の高速船利用者実績値の平均をもとに設定しました。 (参考：平成23年利用者数 264,818人、平成24年利用者数 268,323人、平成25年利用者数 277,398人、平成26年利用者数 262,536人、平成27年利用者数 261,858人)	270,000人	277,590人	高速船の利用状況は、5月に開催された伊勢志摩サミット後の観光客の増加や12月の津航路増便により、式年遷宮が行われた平成25年度を上回り、平成21年度以降最大の利用者数となりました。	指定管理者制度により施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営を行うことができました。 海上アクセスの利用促進への取組として、三重県や運航事業者、中部国際空港などと連携し、主要航先において観光キャンペーンを実施し、海上アクセス事業のPRを行いました。 高速船の運航においては、運航事業者と協議を進めてきた結果、平成28年12月20日から2便（往復）増便され、15便（往復）となり、伊勢志摩サミット後の観光客の増加や松阪航路の休止により、利用者が前年度と比べて約6%増加しました。 また、運航事業者との間で、運航事業に係る赤字補填は行わないことなど、現協定を変更することなく、これまでと同条件で今後10年以上運航事業を継続することで合意し、将来に向けた安定的な運航を確保することができました。今後も引き続き三重県や運航事業者などと連携し、より一層の利用促進等を行う必要があります。	4	指定管理者制度により施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営を行うことができました。 海上アクセスの利用促進への取組として、三重県や運航事業者、中部国際空港などと連携し、主要航先において観光キャンペーンを実施し、海上アクセス事業のPRを行いました。 高速船の運航においては、運航事業者と協議を進めてきた結果、平成28年12月20日から2便（往復）増便され、15便（往復）となり、伊勢志摩サミット後の観光客の増加や松阪航路の休止により、利用者が前年度と比べて約6%増加しました。 また、運航事業者との間で、運航事業に係る赤字補填は行わないことなど、現協定を変更することなく、これまでと同条件で今後10年以上運航事業を継続することで合意し、将来に向けた安定的な運航を確保することができました。今後も引き続き三重県や運航事業者などと連携し、より一層の利用促進等を行う必要があります。	拡充・充実	平成29年度以降も指定管理者制度による施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営のほか、イメージアップ事業等を通じて賑わいの創出を図っていきます。また、高速船の利用者数については、前年度に比べて約6%増加しており、今後も更なる利用者増に向けて、三重県、運航事業者等との連携を一層強し、安定した運航のために利用促進に取り組む必要があることから、平成28年度に引き続き県外利用者増に向けての利用促進策として、中部国際空港からの就航便が最も多い北海道と九州で観光キャンペーンを行うとともに、県外から三重県内への観光やビジネスの利用は高速船が便利であることをPRします。 さらに、平成31年度には、中部国際空港にLCC向けの新ターミナルが整備されることに伴い、海上アクセス利用者の増加が見込めることから、津なぎさまち利用者用の駐車場の拡充に向けた検討を進めてまいります。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	伊勢湾ヘリポート管理運営事業	指定管理者制度により、津市伊勢湾ヘリポートの効率的で、安全性の確保に留意した適正な管理運営を行うとともに、ヘリポートの更なる利用促進を図ります。	着陸回数	着陸回数を指標に設定することで、利用が促進されているか、また利用料金の増収による安定的な管理運営を行うことができているかの判断材料となるため、当該指標を設定しました。	1300回	1229回		平成28年度は、着陸回数が1,229回となり、昨年度と比較して2.1%（25回）増加しましたが、ほぼ横ばいで推移しています。5月に開催された伊勢志摩サミットの飛行制限の影響により、着陸回数は減少しましたが、その後は、県防災ヘリ、県警ヘリの出動や訓練などにより利用が伸びたため、全体としてほぼ横ばいとなりました。	3	施設の管理について、指定管理者と連携し、安全性を第一に考えたヘリポートの適正な管理運営を行うことができました。 なお、着陸回数は1,229回で前年度比25回の増加となりました。 今後も引き続き、指定管理者等と協力し、三重県内唯一の公共用ヘリポートとしての機能が発揮できるよう施設の適切な維持管理に努める必要があります。	現状維持	指定管理者制度により、施設の安全性確保に留意した適正な管理運営を行うことができました。なお、当該施設は老朽化が進んでいることから、計画的な修繕に取り組んでまいります。 今後も、指定管理者、格納庫利用者と連携し、安全性を確保しつつ効率的かつ柔軟な管理運営とコスト削減を推進していくとともに、更なる利用促進に取り組む必要があります。
交通政策課	交通政策関係事業	津市コミュニティバスについては、平成25年4月から本格運行に移行し、その後もPDCAサイクルによる事業評価と必要に応じて運行の見直しや改善を行ってまいります。 また、平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民主体の新たなコミュニティ交通の推進や、行政と民間事業者、地域住民が協働した新たなバス路線の検討、公共交通の利用促進にも取り組んでいきます。	市財政投入路線利用者数（コミュニティバス、廃止代替バス等）	公共交通システムの構築度を図るための一定の判断材料とするため、市財政投入路線（津市コミュニティバス、廃止代替バス、ぐるっと・つーバス、高松山団地乗合ワゴン、二俣地区乗合タクシー、上佐田地区乗合タクシー）について、各年度の目標値を設定しました。 なお、目標値については、津市地域公共交通網形成計画の数値目標に掲げる幹線及び支線と位置付けるバス路線の利用者数のうち、上記路線の利用者数の割合をもとに改めて設定しました。	215,000人	209,107人		対前年比で、津市コミュニティバスが100.6%、廃止代替バスが94.3%、ぐるっと・つーバスが89.7%、いずれもほぼ現状を維持しています。また、地域住民運営主体型コミュニティ交通については、平成28年3月から高松山団地に加え、白山地域の2地区で乗合タクシーの運行が開始され、合計3地域となりました。引き続き、コミュニティバス等のPDCAサイクルに基づき運行の見直しと改善を図るとともに、公共交通全体の利用促進に取り組んでいく必要があります。	3	平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画に基づき、市民の移動手段を確保するため、市自主運行バスの運行委託及び市民自主運行バス事業への補助を行い、バス運行事業の継続に取り組みしました。 津市コミュニティバス運行事業については、利用者や地域住民の声を反映しながら、必要に応じた運行の見直しと改善を行い、利用者にとって利便性をより一層高めることができました。 地域住民運営主体型コミュニティ交通事業については、高松山団地の乗合ワゴン及び白山地域の2地区における乗合タクシーの運行について、問題点・課題の整理、分析、運行見直しなどを行い、同事業への支援を行いました。 また、津市地域公共交通活性化協議会と連携して、公共交通の見える化の推進（インターネット路線検索サイトへのコミュニティバス時刻表データ等の提供）や車の賢い使い方の啓発（モビリティマネジメントシステムの作成）を行うことで、公共交通の利用促進に取り組むことができました。	拡充・充実	平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画の推進プロセスに基づき、目標の達成状況及び計画の進捗状況を把握するとともに、平成29年度に行う同計画の中間評価の結果を十分に活用し、更なるコミュニティ交通の整備・改善を行ってまいります。 また、平成29年度は、シルバーエミカを活用した津市コミュニティバスの高齢者運賃の無料化、「わたしの時刻表」の発行、スーパーと協働した利用促進及びモビリティマネジメントシステムを活用した啓発活動などを組み合わせ、より利便性の高い公共交通機関となるよう取り組んでまいります。

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	名松線復旧関係事業	美杉地域における生活交通の確保と地域振興を図るため、平成21年10月の台風18号による被災以降、バスによる代行輸送区間のJR名松線家城駅から伊勢奥津駅間について、JR東海、三重県、本市による三者協定締結を受け、早期復旧に向け水路整備事業等の実施、また、水路整備箇所における登記未処理箇所の完了を目指します。 （JR名松線は、平成28年2月までに水路事業等を完了し、同年3月26日に全線復旧を果たしました。）	登記箇所数	水路整備箇所等における土地地積訂正、分筆、地目変更、地図訂正等の登記処理箇所数を指標として設定しました。	5箇所	5箇所		平成27年度までの復旧関係事業において実施した整備箇所に係る同年度末までに実施できなかった土地の登記（地積更正、分筆、地目変更、地図訂正）を行うことができました。 なお、所有権移転については、一部地権者の同意が得られていないことなどから、引き続き、関係者と協議し、協議が整い次第、登記を行う予定です。	3	平成27年度までの復旧関係事業において実施した整備箇所に係る土地の登記を行うことができました。	現状維持	平成27年度までの復旧関係事業において実施した整備箇所に係る土地の登記（地積更正、分筆、地目変更、地図訂正）を行うことができました。土地所有権移転登記については、一部地権者における所有権移転登記が未了であること、また、一部地権者の同意が得られていないことなどから、引き続き、関係者と協議し、協議が整い次第、登記を行う予定です。
津駅前北部土地区画整理事務所	土地区画整理推進事業	土地区画整理事業を円滑に推進するための津駅前北部土地区画整理事業以外のその他事務経費で、他市の事業者との情報交換や権利者との交渉・協議に当たって理解・信頼を得られるように交渉能力を高めることを目的とした補償や換地に係る専門的知識を習得します。	外部研修会への参加人数	専門知識向上の推進を図るために参加した研修会等により、習得した補償や換地に係る専門的知識を移転業務にいかして事業の推進を図るため、研修会への参加を指標としました。	13人	14人		事務所内で専門知識習得の意識付けができました。	4	研修会等に参加することにより、習得した専門知識を権利者との交渉・協議等に活用することができました。	現状維持	平成29年度も積極的な研修への参加や職員自身の努力により、専門知識の習得に努めていきます。
津駅前北部土地区画整理事務所	津駅前北部土地区画整理事業	津駅北側一帯の栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目、羽所町の各一部の地域では、道路等の公共施設が未整備で交通の支障となっており、老朽化した建物で密集市街地を形成していたため、平成8年3月の事業認可に基づき、施行面積約11.6haの土地区画整理事業を実施しています。この事業により、地区内の都市計画道路4路線とこれを支える区画道路を合わせて整備し、周辺の土地利用との整合性を図りつつ、都市防災にも十分配慮し、交通の円滑化や宅地の利用を促進し、良好な都市機能と健全な市街地の形成を図ります。	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	仮換地の使用収益開始とは、当事業により建物移転をした地権者の移転先である土地を造成し、周辺道路の整備を行った中で、建築可能な土地にして法的な通知により仮換地として引き渡す行為です。この行為をもって各地権者に対する利益の帰属がされるものと考え、この行為が全体箇所数に対し何箇所されているかを進捗率にすることにより、当該事業の目的の達成度が分かることから、仮換地の使用収益開始箇所進捗率を指標として設定しました。	96%	96%		移転戸数増に伴う使用収益開始箇所の増により目標値を達成することができました。	4	区画道路等の工事及び建物等の移転4件を実施しました。これにより平成28年度末で移転完了総戸数は224戸となり、移転進捗率は約98%となりました。 今後も区画整理事業の早期完了に向け、引き続き権利者との交渉・協議を重ねていきます。	現状維持	今後も区画整理事業の早期完了に向け、引き続き権利者との交渉・協議を重ねていきます。
建築指導課	建築指導関係事業	市内で建築物を建築しようとする者に対し、建築基準法に基づき、建築確認の審査、建築物の検査及び許可等を行います。これらの建築確認制度等の実施により建築基準法に規定する建築物の構造、設備等に関する技術基準を確保し、市民の生命、健康及び財産の保護を図ります。	指定道路図における位置指定道路の一部公表及び位置指定道路以外の公表準備	都市計画区域内の道路について、関係部局と連携し、基準時の立ち並びや道路幅員、現況地番等を調査の上、一律の基準に従い指定道路図及び指定道路調書を作成します。			位置指定道路の一部公表及びその他の道路の確認・精査を行います。	指定道路図における位置指定道路431件のうち、228件（53%）を公表しました。	4	審査・検査などの取扱いに関し、他の特定行政庁及び指定確認検査機関と情報交換を行うことなどにより、事務を円滑に遂行することができました。	拡充・充実	引き続き、建築基準法等の関係法令に基づいて的確な審査・検査を実施するため、継続して人材の育成を図っていきます。また、指定道路図においては2項道路の公表準備を進めます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
建築指導課	耐震化促進事業	津市耐震改修促進計画に基づき、市民の被害を直接軽減するために、木造住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の向上を推進し、災害から市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	耐震診断実施件数+耐震補強事業補助件数+耐震補強計画作成実施件数+除却事業補助件数	津市耐震改修促進計画に基づく各年度に必要な診断実施件数、補強事業補助件数、補強計画作成実施件数並びに除却事業補助件数を指標としました。	568件	737件	耐震診断事業実施400件、耐震補強計画事業作成実施52件、耐震補強事業補助59件、木造住宅除却事業補助57件を、それぞれ目標に木造住宅耐震診断住宅訪問啓発事業と合わせ行います。	平成28年4月14日に発生した熊本地震により耐震化に対する意識が高まり、耐震診断実施件数が増加しました。今後においても、計画(設計)・工事へ進めるよう、一層の啓発が必要となります。	3	耐震化の促進のために、木造住宅耐震診断住宅訪問啓発業務委託による住宅への戸別訪問、耐震補強無料相談会の実施、耐震診断を受診した方へのダイレクトメールの発送など種々の啓発活動を実施しました。また、耐震補強計画作成や補強工事、木造住宅の除却等への支援も行いました。今後も引き続き普及・啓発に努めていきます。	拡充・充実	木造住宅の更なる耐震化率向上のため、新たに各総合支所において無料耐震相談会の開催及び団地における戸別訪問を実施し、耐震化補助制度の周知と拡充をより一層行い、津市耐震改修促進計画に掲げる目標達成を目指します。
建築指導課	空家等対策関係事業	空き家が適正に管理されていないため、損壊した建物の瓦や外壁部材等が飛散又は建物が倒壊するおそれがあり、道路の通行や付近の住民等に危険を及ぼすおそれのある空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、当該空き家の所有者等に対し適正管理及び改善を促し、良好な住環境の形成を推進します。	危険空き家の改善と適正管理の促進	空き家が適正に管理されていないため、周辺に危険を及ぼすおそれのある空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき措置を行い、空き家の所有者自らが改善及び適正管理を行うよう促します。			適正に管理されていないため、危険な状態にある空き家等の所有者に改善及び適正管理を促し、良好な住環境の形成を推進します。	○相談件数累計 合計294件（うち改善済126件） *改善率42.9% ○特定空家等認定数累計（外観調査分を含みます） 合計144件（うち改善済16件） *改善率11.1% ・昨年度に法が施行されたことにより住民意識が高まり相談件数が増加しました。また、空き家等の倒壊などの進行により、ますます相談が増加し、特定空家等の認定件数が増えました。	3	相談件数294件に対し改善済126件、改善率42.9%となりました。また、144件の「特定空家等」は16件が解体などにより改善に至りました（改善率11.1%）。所有者による空き家等の改善（除却等）には費用もかかり、また所有者・相続人の状況によっては、所有者間の調整に相当の期間を要する場合があります。今後も引き続き定期的な現地パトロールと所有者に対する改善依頼や法に基づく措置の段階的な実施等を繰り返し粘り強く対応することで改善促進を行っていく必要があります。	現状維持	法が施行され、空家等対策に対する市民の関心が高まっており、空き家等に対する相談が今後も増加することが予想されます。また、平成27年度に都市政策課が津市空家等対策計画を策定するために実施した空家外観調査で、「居住不能」又は「大改修が必要」と判定された270件に対し、平成28年度に「特定空家等」に該当するかどうかを再調査し、73件を「特定空家等」に認定しました。さらに、その他指導が必要とされる63件と、新規相談に対応し、未改善で対応継続中のものについても併せて、引き続き定期的な現地パトロールと所有者に対する改善依頼や法に基づく措置の段階的な実施等を繰り返し粘り強く対応し改善促進を行います。
建築指導課	狭あい道路整備事業	幅員4m未満の狭あい道路について、利便性と安全性を確保するために拡幅・整備を推進します。また、セットバックする仕組みづくりに取り組み、道路後退用地の確保や門扉等の撤去、舗装などを推進します。	狭あい道路整備事業申請件数	市民と協働して幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備を促進し、良好な市街地の形成を図り、安全で住みよいまちづくりを推進することを目標としていることから、津市狭あい道路拡幅整備促進計画に基づく各年度の事業量見込みから算出した事業件数を指標としました。	5件	10件		1件あたりの助成金及び報償金が当初の想定より少額であったことから、目標を大きく上回る実績を達成することができました。	4	事業開始前に関係団体向けの説明会を2回開催し、事前に制度の周知・啓発を行いました。平成28年度実績として、本事業により11件の寄附を受けることができました。また、本事業の有無に関わらず、セットバックのための道路の中心立会を42件実施しました。今後も狭あい道路に係る窓口相談等の機会を捉え、制度の普及・啓発を行っていきます。	拡充・充実	事業が周知されたことにより、申込み件数が増加する傾向にあることから、適切な予算の確保、人材の育成、事務の効率化等を進めていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成28年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成29年度以降の事業の方向性	所見
美杉・地域振興課	名松線利活用関係事業	全線復旧を契機にJR名松線の継続的な利用促進及び同路線を活用した美杉地域の活性化につなげるため、関係団体及び関係部局と協力し、美杉地域や同路線の魅力を発信する事業を展開します。	いいところ発見事業 復旧一周年記念式典の実施	美杉地域の活性化のため、美杉地域の魅力や名松線の魅力発信事業を行った回数を指標としました。	6回	6回		目標どおり開催できました。	4	<p>全線運行再開以降、名松線沿線ウォークの開催や東京・大阪・名古屋の大都市圏を含む市内外でのPR、名松線利用者無料臨時バス運行等を通じて名松線及び沿線地域の魅力を紹介することで、復旧後の1年間で延べ66,000人の利用がありました。</p> <p>また、「名松線復旧一周年記念イベント」では、多くの鉄道ファンと復旧一周年を祝うとともに、沿線地域33店舗の加盟による、名松線利用者のおもてなしを目的とした「名松線利活用促進ネットワーク事業」の開始宣言を行い、新たなスタートを切ることができました。</p>	拡充・充実	<p>名松線を利用させていただいて沿線地域へお越しいただくことが、沿線地域の活性化につながることから、新たな事業に取り組みながら引き続き積極的なPRに努めていきます。</p>